

1. 最低年齢

法第56条

満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない児童を労働者として使用することは、原則として禁止されています。

- 原則 ▶ 満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者は使用不可
- 例外 ▶ 〔要件〕
- ・ 非工業的業種で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、労働が軽易なものについては、所轄の労働基準監督署長の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用できる
 - ・ 満13歳未満の児童は、映画製作・演劇の事業について、所轄の労働基準監督署長の許可を受けて、同様に使用できる

2. 年少者の証明書

法第57条

年少者（満18歳未満の者）を使用する場合には、年齢証明書を、児童を使用する場合には、さらに学校長の証明書、親権者等の同意書を事業場に備え付けておかねばなりません。

3. 未成年者の労働契約

法第58条

親権者又は後見人が未成年者に代わって労働契約を締結することは禁止されています。したがって、未成年者の労働契約は、未成年者が親権者又は後見人の同意を得て、自ら締結することとなります。

また、未成年者が締結した労働契約がその未成年者に不利であると認められる場合には、親権者、後見人又は所轄の労働基準監督署長は、その労働契約を将来に向かって解除することができます。

4. 年少者の労働時間・休日

法第60条

年少者（満18歳未満）については、各種変形労働時間制（7～10頁）、36協定による時間外・休日労働（12頁、13頁）、労働時間・休憩の特例（6頁、11頁）、高度プロフェッショナル制度（29頁）は原則として適用されません。

許可を受けて使用する児童の法定労働時間は、修学時間を通算して1週40時間、1日7時間とされています。

5. 年少者の深夜業

法第61条

年少者を深夜（午後10時～午前5時）に働かせることは、原則として禁止されています。

	深夜業
年少者 （満18歳未満）	午後10時～午前5時
児童 （満15歳に達した後の最初の3月31日までの者）	午後8時～午前5時 （演劇子役の場合は午後9時～午前6時）

- 原則 ▶ 労働させてはならない
- 例外 ▶ 〔深夜業をさせることができる場合〕
- ・ 交替制で使用する16歳以上の男性
 - ・ 交替制による事業において労基署長の許可により午後10時30分まで労働させる場合
 - ・ 農林水産業、保健衛生業、電話交換業務の従事者
 - ・ 非常災害時の時間外・休日労働

6. 年少者の危険有害業務の就業制限

法第62条

年少者に就かせてはならない業務があります。



年少者の就業が禁止されている業務

- ・ 運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕
- ・ 運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト 若しくはロープの取付け若しくは取りはずし
- ・ 動力によるクレーンの運転
- ・ 厚生労働省令で定める危険な業務(年少則第8条)
- ・ 厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務(年少則第7条)
- ・ 毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務
- ・ 著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務
- ・ その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務

年少者労働基準規則

● 重量物を取り扱う業務<年少則第7条>

労働基準法第62条第1項で就業を禁止されている重量物を取り扱う業務は、年齢・性別に応じた次の表に記載された重量以上の重量物を取り扱う業務です。

年齢及び性		重量(kg)	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	女	12	8
	男	15	10
満16歳以上 満18歳未満	女	25	15
	男	30	20

● 年少者の就業制限の業務の範囲<年少則第8条>

労働基準法第62条で就業を禁止されている危険、有害な場所における業務は次の業務です。

(例)

- ・ ボイラーの取扱いの業務
- ・ クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)
- ・ 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務
- ・ 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5m以上の地穴における業務
- ・ 高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
- ・ 足場の組立、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)
- ・ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアン化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石灰酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ・ 強烈な騒音を発する場所における業務
- ・ 酒席に侍する業務

など